

台風・集中豪雨等の風水災における貨物損害と賠償責任について

日本における台風・集中豪雨等、風水災による保険金支払額は、近年増加傾向にあり(「図表 1」参照)、企業や個人における付保ニーズが高まっているリスクの 1 つと言えるでしょう。2020 年に入ってから「令和 2 年 7 月豪雨」や「台風 10 号」が、荒天による大きな爪痕を日本列島に残しています。今回は、このような風水災による「貨物損害」に関する「危険負担」と「賠償責任」について考察してみます。

<図表 1：台風等による支払い保険金（全保険種目計）>

(各年 3 月 31 日時点)

損害発生年月		損害名称	被災地域	支払保険金（億円）
2017年	8月	台風5号	九州、四国、近畿	62
2017年	9月	台風18号	全国	362
2017年	10月	台風21号	近畿から関東太平洋側中心	1,217
2018年	6～7月	豪雨	岡山、広島、愛媛、福岡等	1,956
2018年	9月	台風21号	大阪、京都、兵庫等	10,143
2018年	9～10月	台風24号	東京、神奈川、静岡等	3,061
2019年	9月	台風15号	関東中心	4,656
2019年	10月	豪雨	千葉、福島	239
2019年	10月	台風19号	東日本中心	5,826

(出典：日本損害保険協会資料より弊社作成)

1. 貨物損害を補償する保険の契約主体と種類

「貨物損害」を補償する保険には、「荷主(発荷主=売主、着荷主=買主)」が契約主体となり、貨物を保険の補償対象にした「物保険」である「貨物・運送保険」があります。この「貨物・運送保険」は、大きく以下の 3 つに分類されます。

(1) 「外航貨物海上保険」(国際間を輸送される貨物が対象)

売主と買主が国境を跨いで存在するクロスボーダー取引においては、商取引を円滑・安全に行うために、輸送・金融・保険をワンパッケージにした枠組があり、外航貨物海上保険はこれに組み込まれた必要なパーツの 1 つとなっています。一般的には取引条件によって、危険負担範囲と保険手配の主体（売主または買主のいずれが手配するか）が決められています。

(2) 「内航貨物海上保険」(日本国内で船舶輸送される貨物が対象)

売主と買主が国内に所在し、船舶輸送される場合の国内取引に使われます。

(3) 「運送保険」(日本国内で陸上・航空輸送される貨物が対象)

売主と買主が国内に所在し、陸上・航空輸送される場合の国内取引に使われます。

一方で、「物流事業者（運送業者、港湾業者、倉庫業者等）」が、受託貨物に損害が生じたことにより負担する法律上あるいは契約上の損害賠償責任を担保する「賠償責任保険」が、「運送業者貨物賠償責任保険」となります。これには、国内物流事業者向けのもの、国際物流事業者向けのもの、あるいは国内・国際物流を一貫して行う事業者向けのものがあります。

2. 貨物損害に対する賠償責任と天災免責

近年の台風・集中豪雨等の風水災による貨物損害に関し、その負担を巡り、荷主と物流事業者の間でトラブルが発生しているケースが発生しています。その主な原因は、物流業者が契約主体となる前記の「運送業者貨物賠償責任保険」の標準約款では天災による貨物損害が「免責扱い」となっていることにあります。具体的には、国際海上物品運送法、標準貨物自動車運送約款、港湾運送約款、標準倉庫寄託約款等(「図表 2」参照)では「天災免責」が定められています(但しモントリオール条約が適用される国際航空貨物を除きます)。

加えて、過去の商慣習(風水災による少額の貨物損害賠償を物流事業者が負担した事例)や約款内容に係る荷主や物流事業者の認識不足、相互の説明不足等も遠因のようです。また、特別約款により風水災が補償範囲となる場合でも、物流事業者側が受託貨物の金額を把握しきれていなかったケースや、補償額が不十分であったケースなどが生じているようです。

<図表 2：法令・標準約款における天災免責条項>

<国際海上物品運送法>

第四条 2 運送人は、次の事実(天災)があつたこと及び運送品に関する損害がその事実により通常生ずべきものであることを証明したときは、前項の規定にかかわらず、前条の責を免かれる。ただし、同条の注意が尽されたならばその損害を避けることができたにかかわらず、その注意が尽されなかつたことの証明があつたときは、この限りでない。

<標準貨物自動車運送約款>

第四十四条 当店は、次の事由(地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れ等その他の天災)による貨物の滅失、損傷、延着その他の損害については、損害賠償の責任を負いません。

<港湾運送約款>

第 20 条 当社は、下記の事由(天災その他の不可抗力、火災、水害、海難、機雷、強盗)その他一切の人力で抗することのできない事故によって生じた貨物の滅失、毀損、延着については損害賠償の責に任じない。

<標準倉庫寄託約款(甲)>

第 40 条 次の損害(地震、津波、高潮、大水、暴風雨、気候の変遷、爆発、戦争)については、当会社は、その責任を負わない。

3. 荷主による貨物・運送保険手配の必要性

「運送業者貨物賠償責任保険」の標準約款が天災免責となっていることを勘案すれば、台風・集中豪雨等の風水災による貨物損害に関しては、基本的に荷主がこの風水災損害を補償するオールリスク条件の「貨物・運送保険」を付保することをお勧めします。仮に物流事業者が手配している「運送業者賠償責任保険」の特別約款で風水災が補償対象となっている場合でも、物流事業者の過失を挙証し賠償責任を問えるのかという問題もあり保険で補償されるかどうかは不確実と言わざるを得ません。また先ほど触れたように、荷主が依頼する貨物の金額と補償額に差があると、保険で十分な補償が受けられないことにもなるので、この点にも注意が必要であるといえます。荷主は、風水災による貨物損害に係る「危険負担」と「賠償責任」の観点から、天災リスクへの対応要否を慎重に見極める必要があります。

【ニュースに関するお問い合わせ先】

銀泉リスクソリューションズ(株) E-mail/ grs@ginsen-gr.co.jp

〒102-0074 東京都千代田区九段南 3-7-14 TEL03-5226-2301 FAX03-5226-2609